
障がい福祉課での主な手続き

～児童発達支援・放課後等デイサービス・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳～

1 児童発達支援

就学前のお子さんを対象とし、お子さんの発達段階に合わせた楽しい遊びを通じた訓練等を行います。

☆乳幼児健診や発達相談等で療育が必要と認められた方等



2 放課後等デイサービス

学校に就学している障害をもったお子さんが、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

☆療育手帳をお持ちの方や特別支援学校・特別支援学級に在籍している方等

3 療育手帳

知的障害者が療育や手当などの福祉制度を利用しやすくするための手帳です。

☆知能指数IQ概ね70未満の方が対象です。

☆障害等級は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中等度）、B2（軽度）の4つです。

☆3歳前後以降の申請が多いようです。

☆市役所で申請後、18歳未満は県南児童相談所で、18歳以上はとちぎリハビリテーションセンターで判定を行います。また、18歳までは2年おき、18歳以上になると5年おきに再判定となり、その後判定不要となるケースが多いようです。（個人差あり）

中等度以上のお子さんは、特別児童扶養手当の対象となります。（所得制限あり）

公共機関の入場料の割引対象になります。



4 精神障害者保健福祉手帳

統合失調症や双極性障害などの精神障害者が、障害福祉サービス等を受けやすくなるための手帳ですが、ADHDなどの発達障害の方も対象となります。

☆障害等級は、1級、2級、3級があります。

☆医師の診断書（所定様式）などが必要となります。

☆原則2年ごとに再判定が必要です。（そのたびに診断書が必要）

学齢期に必要なことはあまりないですが、就職の際、障害福祉サービスの中で職業訓練を受けたり、ハローワークで障害者雇用などの相談を受けられます。



足利市障がい福祉課 ☎20-2134